

総室発第45号
令和4年7月27日

発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松

発電用原子炉主任技術者を次のとおり選任・解任したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の26第2項で準用する第40条第2項の規定により届け出ます。

主任技術者の選任・解任に係る発電所所在地		日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1			
監督に係る原子炉		東海第二発電所原子炉			
選任・解任年月日		令和4年7月1日			
		正		副	
		選任	解任	選任	解任
選任・解任した主任技術者	氏名 及び 生年月日				
	住所				
	主任技術者免状の種類 及び番号 (取得年月日)	原子炉主任技術者 免状第■■■■号 (■■■■)	原子炉主任技術者 免状第■■■■号 (■■■■)	原子炉主任技術者 免状第■■■■号 (■■■■)	原子炉主任技術者 免状第■■■■号 (■■■■)
	職位				
職務分担		—		■■■■は、原子炉主任技術者（正）が病気、その他やむを得ない事情により、職務を遂行できない場合に限り、原子炉の運転に関し、保安の監督を行わせる。	
選解任理由		人事異動のため			
添付書類		被選任者の略歴書及び原子炉主任技術者免状写			

略 歴 書

氏 名
生 年 月 日
最 終 学 歴



略 歴	選任要件に該当する実務内容	実務経験	経験年数
[Redacted]		—	—
		(3)	2年2か月
		(4)	2年0か月
		—	—
		(4)	3年0か月
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		(3)	現在配属中
	合計実務経験年数		

実務経験の内容

- (1) 発電用原子炉施設の工事に関する業務
- (2) 発電用原子炉施設の保守管理に関する業務
- (3) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (4) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (6) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

略 歴 書

氏 名
生 年 月 日
最 終 学 歴



略 歴	選任要件に該当する実務内容	実務経験	経験年数
[Redacted]		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		(6)	3年0か月
		(6)	3年1か月
		(6)	3年0か月
		(6)	1年0か月
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	現在配属中
合計実務経験年数			10年1か月

実務経験の内容

- (1) 発電用原子炉施設の工事に関する業務
- (2) 発電用原子炉施設の保守管理に関する業務
- (3) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (4) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (6) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

第 [redacted] 号

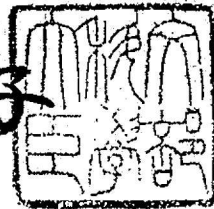
原子炉主任技術者免状

[redacted]
[redacted]

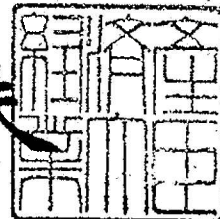
第 [redacted] 回原子炉主任技術者試験
に合格したので核原料物質核燃料
物質及び原子炉の規制に関する法律
第41条第1項の規定に基づきの
免状を交付する

[redacted]

文部科学大臣 遠山敦子



経済産業大臣 平沼赳夫



第 [redacted] 号

原子炉主任技術者免状

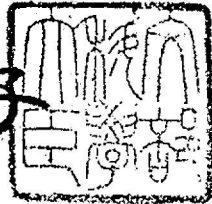
[redacted]

[redacted]

第 [redacted] 回原子炉主任技術者試験
に合格したので核原料物質、核燃料
物質及び原子炉の規制に関する法律
第41条第1項の規定に基づきの
免状を交付する

[redacted]

文部科学大臣 遠山敦子



経済産業大臣 平沼赳夫

